

まむろがわ 社協だより

第47号

【発行・編集】
社会福祉法人
真室川町社会福祉協議会

令和5年11月27日

住所: 真室川町大字新町126番
電話: 0233(64)1515
(内線381)



介護予防体操



輪投げ



スカットボール



口腔ケア講習会

温泉で楽しみながら 元気になる活動をしてみませんか?

これからも住み慣れた地域で元気に暮らすために、温泉施設を利用して介護予防体操やレクリエーションなどを行う温泉デイサービス事業(あんてい)を行っています。

今年度、月2回の開催を基本とし、10名前後の方よりご利用いただいてあります。

参加者の皆さんには、介護予防体操や輪投げ等のレクリエーション、手先を使っての小物作りなどを楽しめ、笑顔で過ごされています。町福祉課(包括支援センター)64-1525



この広報誌は、赤い羽根共同募金の配分で発行しています。

高齢者が大好きな地域に住み続けるために⑯

新型コロナ感染症の影響で、これまで様々な事業が制限されてきましたが、今年度からほとんどの事業が再開してきています。人口減少が著しい当町ですが、社協としてもこの現状をリアルに受け止め、町民の皆さんにこれからも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう事業の推進を図っていきます。

いきいきサロン活動の紹介

8月28日「塩根川いきいきサロン」さんへお伺いました。当日は、最上総合支庁消費生活センターの出前講座を利用し、悪徳商法について学びました。近年、高齢者を狙った新しい手口が次々と発生し、消費生活相談の件数も増加傾向にあります。

講座では、実際にあった事例を通して、被害にあわない対策方法について理解を深めました。

講座終了後は、長寿食教室が開催され、町の食生活改善推進協議会より、夏バテ予防のバランスのとれた食事が提供されました（左記写真）。

栄養講話では、高齢期の食生活の注意点として低栄養に関する知識について学び、理解を深めました。

「是非、自分達の活動を紹介したい」というサロンがありましたら下記までご連絡下さい。

町包括支援センター（64-1525）
社会福祉協議会（64-1515）




写真で見る各団体・事業の活動

①遺族会
町主催の当式への参加・協力

②民生児童委員協議会
消防署北支署へ依頼し、緊急時の対処法等について研修。

③身体障害者福祉協会
最上8市町村が集まり、4年ぶりの開催となった当大会へ参加。

④手をつなぐ育成会
「親亡き後も子ども達が幸せに暮らす為に」をテーマに、オンライン形式で動画を視聴。

③最上地区スポーツ大会（鮭川村）

④ケース別研修会（オンライン）

①戦没者追悼式（遊楽館）

②救急救命研修会（役場3階）





**障がい福祉サービス事業所
「ドリームハウス」**

TEL: 0233-25-8866

☆ともに生き、ともに創る☆

利用者を募集しています。
お気軽にお問い合わせ下さい。
担当：三浦



福祉サービスを利用する側、福祉サービスを提供する側ともに喜びや感謝の気持ちを感じながら、お互いに成長し安心して暮らせる生活をともに創っていきます。

◇基本理念

- ①ご利用者様を第一に優先します
- ②温かい雰囲気の中、適切な関わりをします
- ③安心をお届けできるよう、一歩ずつ前進します
- ④ご利用者様とともに職員も成長します
- ⑤地域に根ざして、社会に貢献します

- 【尊厳】
- 【自立支援】
- 【信頼】
- 【質の向上】
- 【地域貢献】



軽スポーツへの参加



枝豆の収穫作業（農福連携事業）

ドリームハウスでは、お菓子の販売をしています

menu	
★クッキー	1袋6枚入 ¥150
★シフォンケーキ	17cm ¥800
★パウンドケーキ	20.5cm ¥800
★ココアケーキ	6cm ¥100
★チーズケーキ	18cm ¥800
★ココア入りチーズケーキ	



受付時間：午前9時～午後5時
休日：毎週土曜、日曜、
国民の祝日、年末年始

暮らしの“安心”をお手伝いします

—福祉サービス利用援助事業—

福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理等を行い、地域で安心して暮らすことができるよう支援します。

◆利用できる方

自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方、お金の管理に困っている方。
例えば、認知症高齢者や障がいがある方など

◆サービスについて

- ①福祉サービスの援助
 - ・福祉サービスの利用手続きのお手伝い
- ②日常的な金銭管理サービス
 - ・預貯金の出し入れ等
- ③書類等の預かりサービス
 - ・年金証書・印鑑などを安全な場所で保管

◆利用料について

1回(約1時間)…1,500円 ※生活保護世帯は利用料免除

令和5年11月末日現在、10名の方が利用されています。

生活福祉資金貸付制度 のご案内

他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目指し、民生委員や市町村社会福祉協議会が窓口となって、生活支援を基に無利子または低利子で資金の貸し付けを行います。

- 対象者 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯
- 内容 対象世帯の経済的自立と生活の安定を図るための資金の貸し付け
- 総合支援資金 ①生活支援資金 ②住宅入居費 ③一時生活再建費
- 福祉資金 ①福祉費 ②緊急小口資金
- 教育支援資金 ①教育支援費 ②就学支度費
- 不動産担保型生活資金
- 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

共同募金運動

赤い羽根共同募金

10月より始まった募金運動には、多くの方よりご協力いただきており、誠にありがとうございます。

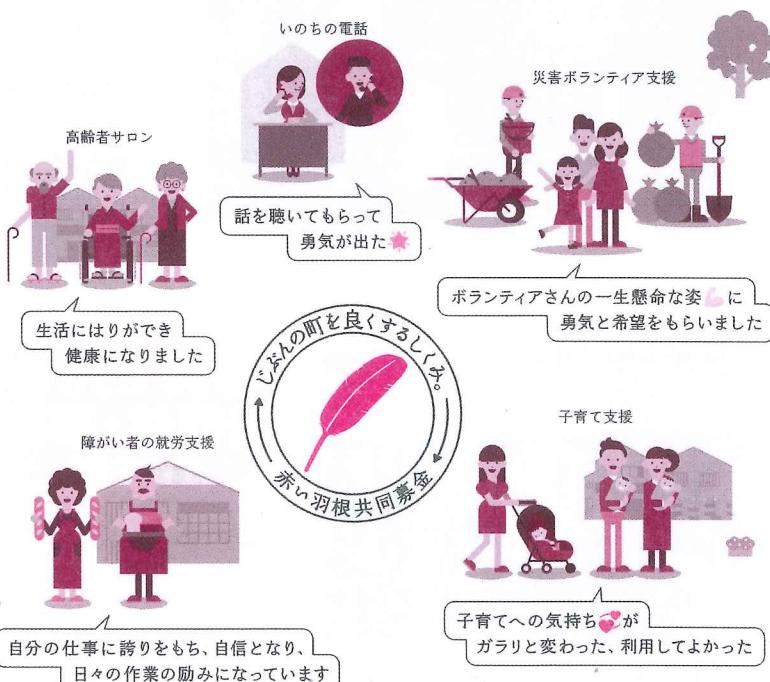
都道府県ごとに行われる募金

「共同募金」は、都道府県ごとに行われています。災害時など例外を除き、集まった寄付金はその県内で使い途が決められます。つまり、寄付した方々の地域でいきる寄付金です。

歳末たすけあい募金

12月1日から実施される「歳末たすけあい募金」は、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな福祉活動を歳末の時期に重点的に行うための募金運動です。

○企業や団体の皆様からの募金も受け付けていますのでよろしくお願ひします。



皆様のご協力に感謝申し上げます



令和5年度も社会福祉協議会会費納入にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。各地区の区長さんを通じ、町民の皆様よりお預かりいたしました会費は、社会福祉協議会の事業を通じて、地域福祉の推進に有益に活用させて頂きます。今後ともご理解とご協力をいただきますようよろしくお願ひいたします。



この広報誌は、赤い羽根共同募金の配分で発行しています。